

【東山団地】

簡易ガス料金規定

2017年4月1日実施

(平成29年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

内容

1. 適用.....	1
2. 料金規定の変更.....	1
3. その他.....	1
付 則.....	1
1. 料金規定の実施期日.....	1
（別表第1）.....	2
（別表第2）.....	3

1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2017年4月1日（平成29年4月1日）から実施いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 東山団地

供給地点	
函館市東山2丁目	
1番1～11	36番1～10
2番1～7、8(1～2)、9	37番1、2(1～2)、3～10
16番1～9	38番1～11
17番1～9、10(1～2)、11	39番1～10
19番1～8	40番1～9
20番1～8	41番1、2(1～2)、3～10
21番1～8	42番1～5、6(1～2)、7～8
22番1～8	43番1～4
23番1～16、17(1～3)	46番1～9、10(1～2)、11～16
24番1～10、11(1～4)、12	47番1～13
25番1～5、6(1～2)、7	48番1～10、11(1～2)、12～16
26番1～10	49番1～8、9(1～2)、10～16
27番1～10	50番1～17
28番1～3、4(1～2)、5～10	51番1～5
29番1、2(1～2)、3-1～2、 4～9、10-1～2	52番1～10
30番1～8	53番1～15
31番1～3、4(1～2)、5～8	54番1～6、7(1～2)
32番1～8	61番1～15
33番1～8	62番1(1～2)、2～18
34番1～13	63番1～15
35番1、2(1～4)、3～9	64番1～9、10(1～8)
函館市東山3丁目	
1番1～4	15番1～8
2番1(1～2)、2(1～4)	16番1～7
3番1、2(1～6)、3～10	17番1～10
4番1～10	18番1、2(1～4)、3～8
5番1～9	19番1～11、12(1～4)、13
6番1～7、8(1～4)	20番1～6
14番1～6	

供給地点数 597

(別表第2)

適用する料金表 【東山団地】

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	928.80円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	397.26円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,317.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	348.66円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,775.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	300.06円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。